

吉田松陰遺訓

特251

529



始



遺訓  
他五篇

515

特251  
529



田松陰遺訓



## 留魂錄

身はたとひ武藏の野邊に朽ぬとも留置まし大和魂

十月念五日

二十一回猛士

一、余去年已來心蹟百變、擧て數へ難し、就中趙の貫高を希ひ、楚の屈平を仰ぐ、諸知友の知る所なり。故に子遠が送別の句に、燕趙多士一貫高、荆楚深憂只屈平と云も此事也。然るに五月十一日、關東の行を聞しよりは、又一誠字に工夫を付たり。時に子遠死字を贈る、余是を用ひず。一白綿布を求て、孟子、至誠而不動者未之有也の一句を書し、手巾へ縫付、携て江戸に來り評説所に留め置しも吾志を表する也。去年來の事、恐多くも天朝幕府の間、誠意相孚せざる所あり。天荷も吾が區々の惘誠を諒し給はゞ、幕吏必ず吾説を是とせんと志を立たれども、蚊蠅山を負ふの喩、終に事をなす事能はず、今日に至る、亦吾が徳の菲薄なるによれば、今將た誰をか尤め且つ怨んや。

一、七月九日、初て評説所呼出あり、三奉行出座、尋鞠の件兩條あり。一曰、梅田源次郎長門下向の節面會したる由、何の密議をなせしや。二曰、御所内に落文あり。其手跡汝に似たりと源次郎其外申立る者あり、覺ありや。此二條のみ。夫梅田は素より奸骨あれば余與に志を語る事を欲せざる所なり、何の密議をなさんや。吾性光明正大なる事を好む、豈落文などの隠味の事をなさんや。余是に於て六年間幽囚中の苦心する所を陳し、終に大原公の西下を請ひ、鯖江侯を要する等の事を自首す。鯖江侯の事に因て終に下獄とはなれり。

一、吾性激烈怒罵に短し、務て時勢に従ひ、人情に適するを主とす。是を以て吏に對して幕府違勅の已むを得ざるを陳し、然る後當今の當の處置に及ぶ、其說常に講究する所にして具に對策に載するが如し。是を以て幕吏と雖も甚だ怒罵する事能はず、直に曰く、汝陳白する所悉く的當とも思はれず、且卑賤の身にして國家の大事を議する事不届なり。余亦深く抗せず、是を以て罪を獲るは萬々辭せざる所なりと云て已みぬ。幕府の三尺布衣國を憂る事を許さず、其是非吾曾て辨争せざるなり。聞く薩の日下部以三次は對吏の日、當今政治の缺失を歴詆して、是の如くにては往先三五年の無事も保し難しと云て、鞠吏を激怒せしめ、乃ち曰く、是を以て死罪を得ると雖も悔ざるなりと。是吾の及ざる所なり、子遠の死を以て吾に責むるも、亦此意

なるべし唐の段秀實、郭曦に於ては彼が如くの誠惻、朱泚に於ては彼が如くの激烈、然らば則英雄自ら時措の宜しきあり、要は内省して疚しからざるにあり。抑も亦人を知り幾を見る事を尊ぶ、吾の得失當さに蓋棺の後を待て議すべきのみ。

一、此回の口書甚だ草々なり、七月九日一通り申立たる後、九月五日、十月五日、兩度の呼出も差たる鞠問もなくして十月十六日に至り、口書讀聞せありて、直に書判せよとの事なり。余が苦心せし墨使應接、航海雄略等の論一も書載せず、唯數ヶ所開港の事を程克く申延て、國力充實の後御打拂然る可きなど、吾心にも非ざる迂腐の論を書付て口書とす。吾言て益なきを知る故に敢て云はず、不滿の甚しき也。安政元年甲寅の歲航海一條の口書に比する時は雲泥の違と云ふべし。

一、七月九日、一通り大原公の事、鯖江要駕の事等申立たり。初意らく是等の事幕にも已に諜知すべければ、明白に申立たる方却て宜しきなりと、已にして逐一口を開きしに、幕にて一圓知らざるに似たり。因て意らく、幕にて知らぬ所を強て申立て多人數に株連蔓延せば、善類を傷ふ事少なからず、毛を吹て瘡を求むるに齊しと。是に於て鯖江要擊の事も要諫とは云替たり。又京師往來諸友の姓名、連判諸士の姓名等なる可く文は隠して具白せず、是れ吾が後起の

人の爲めにする區々の妾心なり、而して幕裁果して吾一人を罰して、一人も他に連及なきに實に大慶と云ふべし、同志の諸友深く考思せよ。

一、要諫一條に付、事遂げざる時は鯖俵と刺違て死し、警衛の者要蔽する時は切拂べきとの事、實に吾が言はざる所なり。然るに三奉行強て書載して誣服せしめんと欲す、誣服は吾肯て受んや。是を以て十六日書判の席に臨て石谷池田の兩奉行と大に争辨す。吾肯て一死を惜まんや、兩奉行の權詐に伏せざるなり。是より先九月五日、十月五日兩度の吟味に吟味役まで具に申立たるに死を決し要諫す、必しも刺違切拂等の策あるに非ず。吟味役具に是を諾して、而も且口書に書載するは權詐に非ずや。然ども事已に爰に至れば、刺違切拂の兩事を受けざるは、却て激烈を缺き、同志の諸友亦惜むなるべし、吾と云とも亦惜しまざるに非ず、然とも反復是を思へば成仁の一死區々一言の得失に非ず。今日義卿奸權の爲めに死す、天地神明照鑑上にあり、何惜むことかあらん。

一、吾此回初め素より生を謀らず、又死を必せず、唯誠の通塞を以て天命の自然に委したるなり。七月九日に至ては略一死を期す。故に其詩に云、繼盛唯當甘市戮、倉公寧復望三生還、其後九月五日、十月五日吟味の寛容なるに欺かれ、又必生を期す。亦頗る慶幸の心あり、此心

吾此身を惜しむ爲に發するに非ず、抑も故あり。去臘大晦、朝議已に幕府に貸す、今春三月五日、吾公の駕已に荻府を發す、吾策是に於て盡果たれば死を求むる事極て急なり。六月の末江戸に來るに及んで、夷人の情態を見聞し、七月九日獄に來り天下の形勢を考察し、神國の事猶なすべきものあるを悟り、初て生を幸とするの念勃々たり。吾若し死せずんば勃々たるもの決して汨没せざるなり。然ども十六日の口書、三奉行の權詐吾を死地に措んとするを知りてより更に生を幸の心なし、是亦平生學問の得力然るなり。

一、今日死を決するの安心は四時の順環に於て得る所あり。蓋し彼の禾稼を見るに春種し、夏苗し、秋刈、冬藏す、秋冬に至れば人皆其歲功の成るを悦び、酒を造り醴を爲り村野歡聲あり、未だ曾て西成に臨て歲功の終るを哀しむものを聞かず。吾行年三十、一事成る事なくして死して禾稼の未だ秀でず實らざるに似たれば、惜しむべきに似たり。然とも義卿の身を以て云へば是亦秀實の時なり何ぞ必しも哀しまん。何となれば人壽は定りなし、禾稼の必ず四時を経る如きに非ず。十歳にして死する者は十歳中自ら四時あり、二十は自ら二十の四時あり、三十は自ら三十の四時あり、五十、百は自ら五十、百の四時あり。十歳を以て短とするは螻蛄をして靈椿たらしめんと欲するなり、百歳を以て長しとするは靈椿をして螻蛄たらしめんと欲する

なり。齊しく命に達せずとす。義卿三十、四時已備、亦秀亦實、其稘<sup>ひ</sup>たると其粟<sup>き</sup>たると吾が知る所に非ず。若し同志の士其微衷を憐み繼紹<sup>けいせう</sup>の人あらば、乃ち後來の種子未だ絶へず、自ら禾稼の年有るに恥ざるなり、同志是を考思せよ。

一、東口揚屋に居る水戸の郷士堀江克之助、余未だ一面なしと雖とも眞に知己なり眞に益友なり。余に謂て曰、昔し矢部駿彦は桑名侯へ御預けの日より絶食して敵讎<sup>あいつ</sup>を誚<sup>う</sup>て死し、果して敵讎を退けたり。今足下も自ら一死を期するからは祈念を籠て内外の敵を拂はれよ、一心を殘置て給はれよと、丁寧<sup>ていねい</sup>に告戒せり。吾誠に此言に感服す。又鮎澤伊太夫は水藩の士にして堀江と同居す、余に告て曰、今足下の御沙汰も未だ測られず、小子は海外に赴けば天下の事總て天命に付せんのみ、但し天下の益となるべき事は同志に托し後輩に殘し度き事なりと。此言大に吾志を得たり。吾の祈念を籠る所は同志の士甲斐くしく吾が志を繼紹して尊攘<sup>そんじやう</sup>の大功を建てよかしなり。吾死すとも堀鮎二子の如きは海外に在るとも獄中に在るとも吾が同志たらん者願くは交を結べかし。又本所龜澤町に山口三輪と云醫者あり、義を好む人と見へて、堀鮎二子の事など外間に在て大に周施せり。尤も及ふべからざるは、未だ一面もなき小林民部の事二子より申遣<sup>まう</sup>たれば、小林の爲めにも亦大に周施せり。此人想ふに不凡ならん、且三子への道路は此三

輪老に托すべし。

一、堀江常に神道を崇め、天皇を尊ひ、大道を天下に明白にし、異端邪説を排せんと欲す。謂らく天朝より教書を開板して天下に頒示<sup>はんし</sup>するに如かずと、余謂らく教書を開板するに一策なかるべからず、京師に於て大學校を興し、上天朝の御學風を天下に示し、又天下の奇材異能を京師に貢し、然る後天下古今の正論確議を輯集して書となし、天朝御教習の餘を天下に分つ時は天下の人心自ら一定すべしと。因て平生子遠と密議する所の尊攘堂の議と合せ堀江に謀り、是を子遠に任する事に決す。子遠若し能く同志と謀り、内外志を協へ、此事をして少しく端緒あらしめば吾の志とする所も亦荒せずと云ふべし。去年勅使繪旨等の事一跌<sup>たふ</sup>すと雖とも、尊皇攘夷<sup>いやく</sup>も已むべきに非れば、又善術を設け前緒を繼紹せずんばあるべからず、京師學校の論亦奇ならずや。

一、小林民部云、京師の學習院は定日ありて百姓町人に至るまで出席して講譯を聽聞する事を許さる、講日には公卿方出座にて講師菅家・清家及び地下の儒者相混するなり、然らば此基に因て更に斟酌<sup>しんしゃく</sup>を加へば幾等も妙策あるべし。又懷徳堂には靈元上皇宸筆勅額あり、此基に因り更に一堂を興すも亦妙なりと小林云へり。小林は鷹司家の諸大夫にて此度遠島<sup>えんたう</sup>の罪科に處せら

る、京師諸人中罪責極て重し。其人多材多藝唯文字に深からず、處事の才ある人と見ゆ。西奥揚屋にて余と同居す、後東口に移る、京師にて吉田の鈴鹿石劔、同筑州別て知己の由、亦山口三輪も小林の爲めに大に周施したれば、鈴鹿か山口かの手を以て海外までも吾同志の士通信をなすべし。京師の事に就ては後來必ず力を得る所あらん。

一、讚の高松の藩士長谷川宗右衛門、年來主君を諫め、宗藩水家と親睦の事に付て苦心せし人なり、東奥揚屋にあり、其子速水、余と西奥に同居す、此父子の罪科何如未だ知るべからず。同志の諸友切に記念せよ、予初て長谷川翁を一見せしとき、獄吏左右に林立す、法隻語を交る事を得ず、翁獨語するもの、如くして曰く、寧爲玉碎、勿爲瓦全と。吾甚だ其意に感ず、同志其之を察せよ。

一、右數條余徒らに書するに非ず、天下の事を成すは天下有志の士と志を通するに非れば得ず、而して右數人、余此回新に得る所の人なるを以て是を同志に告示すなり。又勝野保三郎早已に出牢す、就て其の詳を問知すべし。勝野の父豊作今潛伏すと雖も有志の士と聞けり、他日事平を待て物色すべし。今日の事、同志の諸士戰敗の餘、傷殘の同志を問訊する如くすべし、一敗乃ち挫折する豈勇士の事ならんや、切に囑す。

一、越前の橋本左内、二十六歳にして誅せらる、實に十月七日なり。左内東奥に坐する五六日のみ、勝保同居せり、後勝保西奥に來り予と同居す、予勝保の談を聞て益々左内と半面なきを嘆ず。左内幽囚邸居中、資治通鑑を讀み、註を作り、漢紀を終る、又獄中教學工作等の事を論ぜし由、勝保予が爲めに是を語る、獄の論大に吾意を得たり。予益々左内を起して一議を發せん事を思ふ、嗟夫。

一、清狂の護國論及び吟稿、口羽の詩稿、天下同志の士に寄示したし。故に余是を水人鮎澤伊太夫に贈る事を許す、同志其れ吾に代て此言を踐まば幸甚なり。

一、同志諸友の内、小田村、中谷、久保、久坂、子遠兄弟等の事、鮎澤、堀江、長谷川、小林、勝野等へ告知し置ぬ。村塾の事、須佐、阿月等の事も告置けり、飯田、尾寺、高杉及び利輔の事も諸人に告置しなり、是皆吾が苟も是をなすに非ず。

かきつけ終りて後

心なることの種々かき置ぬ思殘せることなかりけり

呼たしの聲まつ外に今の世に待べき事のなかりける哉

討れたる吾をあらはれと見ん人は君を崇めて夷拂へよ

愚なる吾をも友とめづ人はわがとも友とめでよ人々  
七たびも生かえりつゝ、夷をそ攘はんこゝろ吾忘れめ哉

十月廿六日黄昏書

二十一回猛士

(註)

- (一) 悃 誠 真心あつて懇ろなること。
- (二) 尋 鞠 尋ね調べること。
- (三) 三尺布衣 無位無官の人。
- (四) 歴 詆 並べそこえること。
- (五) 市 戮 罪人を殺すこと。
- (六) 禾 稼 穀物の總稱。
- (七) 西 成 秋に穀物の實のること。
- (八) 蟪 蛄 短命なる夏蟬のこと。

### 坐 獄 日 録

吾幼にして漢籍にのみ浸淫して尊き皇國の事には甚だ疎ければ事々に恥思ふも多けれど、試に思ふ所と見聞する所とを學て自ら省み且は同志の人々へも示すなり。抑々皇統綿々千萬世に傳りて、變易なきこと偶然に非ずして、即ち皇道の基本亦爰にあるなり。蓋し天照皇太神の神器を天孫瓊々杵尊に傳へ玉へるや寶祚之隆、與天壤無窮の御誓あり。されば漢土天竺の臣道は吾知らず、皇國に於ては寶祚素より無窮なれば、臣道も亦無窮なること、深く思を留むべし。更に又祈年祭の祝詞に謂へる狹國は廣く峻國は平く島の八十嶋墜つ事無く又遠國は八十綱打掛て引寄す事の如きなどいふこと徒に考ふべからず。臣道いかにぞと問はゞ天押日命のことにたてに海行は水つく屍山行は草むす屍大君のへにこそ死なめの外には死なし、是なん臣道ならん。さて中世以來漢籍大に世に行はれ、殊に孔夫子を道の宗師と仰ぐにぞ。論語は先儒も最上至極宇宙第一の書と稱せられたるか、其言に感ぜし人も少なからず。中にも兒島高德の志士仁人、有<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>身以成<sub>レ</sub>仁、見<sub>レ</sub>義不<sub>レ</sub>爲、無<sub>レ</sub>勇也の如く、加藤前田の可<sub>レ</sub>以託<sub>レ</sub>六尺之孤、可<sub>レ</sub>以寄<sub>レ</sub>



百里之命、臨大節而不可奪の如きは實に吾黨の師と云ふべし。頃已れ罪ありて獄に下り、無事間暇なれば、書と筆研とを隨へて靜坐し、思出すまにまに數條を著録することしかり。

孟子盡心篇、桎梏死者、非正命也、朱子曰、如孟子說桎梏而死者非正命、須是看得孟子之意如何、且如公治長、雖在縲紲、非其罪也、若當時公治長死於縲紲、不成就說他不正命、有罪無罪、在「我而已」、古人所以殺身以成仁、朱子の語預め吾輩の地をなすに似たり、然ども有罪無罪は天下後世の公論に附すべし。己則疆爲善而已矣。

世の不忠不義祿を保し身を顧るもの、動もすれば輒曰、明哲保身と、張禹胡廣孔光の漢室に於けるが如きは是なり。余極めて此種の言を惡む。余嘗て蒸の民詩を攷ふるに既明且哲、以保其身の二句あり。此詩は宣王、樊侯仲山甫に命じて城を齊に築かしむる時、伊吉甫の作りて送りし詩なればかく芽出度詠するも固なり。且朱子曰、保身蓋順理以守身、非趨利避害而偷以全軀之謂也、又曰、明哲保身、亦只是常法、若到那舍生取義、又不如此論、然れば張禹輩の口實とするは朱子亦是を惡めり。

論語に不在其位、不謀其政、君子思不出其位の二語あり、議者多く以て口實とし吾輩を誹謗す。頃漢の孝成の紀を閲するに、外戚之權、日以益盛と上書せし梅福は故南昌尉とあり。賜尙方斬馬劍、斷佞臣一人頭、以勵其餘と願ひし朱雲は故槐里令とあり。南昌尉梅里坐命は卑官なり、況や其故なるをや。徒に民間の一布衣のみ政を謀るの位に在らずして位を出るの思をなす、是亦何如ぞや。

明の李伯昇傳に伯昇遣客、說張士誠曰、公初以十八人入高郵、元兵百萬圍之、此時如虎落阱中、一旦元兵潰亂、公遂提孤軍、東取三吳、有地千里、甲士數十萬、南而稱孤、此項羽之執也。その語甚愉快なり。因て張士誠傳を閲するに、士誠率諸弟及壯士李伯昇等十八人、殺丘義、并剿滅諸富家、縱火焚其居、自度得辜、入旁近場、招集少年起兵、云々、有衆萬餘、元以萬戶告身招之、拒不受、攻據高郵、自稱誠王、元命右丞相脫々討之、久不下、會脱々罷官去、元兵遂大潰とあり。されば十八人にて高郵に入り、元兵百萬を拒きし如く云ふは固より一時の誇言なり。然ども初めて起る時、十八なること疑ふべきなり。然ども時機誠に會し又大義に當らば何ぞ人數の衆寡を問んや。

論語に天下有道、則庶人不議と云へり。然れば無道の世、公卿侯伯正論を天下に明かにする事能はずんば、庶人の横議するも強て尤むべきに非ず。唐の代宗の時、晉州男子詢謨持竹笥葦席、行哭長安市、曰獻三十字、一字言一事、即不中、以笥貯屍、席裹弃之、代宗

召見、言、闕者願罷、團練使、監者願罷、監軍之類と云へり、奇事と云ふべし。且代宗の召見する尤も後世の及ばざる事なり。又宋の哲宗嘗て罪なくして孟皇后を廢す。徽宗の初布衣何文政上書言レ之、遂詔復、哲宗廢后孟氏、爲元祐皇后、此類庶人事を議するも、史書未だ曾て是を尤めず。然れば不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>其位<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>謀<sub>二</sub>其政<sub>一</sub>と云も大法を云ふのみとみえたり。今日の天下正に庶人事を議すべきの日なり。又徽宗の宣和中、祕書省正字曹輔と云者、帝の數々微行するを諫む、余深曰、輔小官、何敢論<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>、輔曰、大官不言、故小官言<sub>レ</sub>之、官有<sub>二</sub>大小<sub>一</sub>、愛<sub>レ</sub>君之心一也と是實に吾輩の師なり。又高宗の時、撫州の布衣歐陽澈と云者、徒步詣<sub>二</sub>行在<sub>一</sub>、伏<sub>レ</sub>闕上書、極詆<sub>二</sub>用<sub>レ</sub>事大臣黃潛善<sub>一</sub>、遽以<sub>二</sub>語激怒<sub>一</sub>、遂に陳東と同じく市に斬らる。二人の廟今に至る迄丹陽に在りときけり。世の拘儒と雖、恐くは不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>其位<sub>一</sub>而謀<sub>二</sub>其政<sub>一</sub>を以て二人を議する事を得んや。

## (註)

- (一) 祈年祭 としてひのみつり、二月四日天神地祇に其年の豊年を祈る祭。  
 (二) 六尺の孤 幼少にして父なき君主を云ふ。

(三) 百里の命 公侯の國。

(四) 桎 梏 足かせと手かせ。

(五) 縲 繼 獄に繋がる事。

(六) 尙 方 天子の御物を納むる所。

(七) 祕書省 國書を掌る官廳。

幽室文稿 (抄)

七 生 說

天の茫々たる、一理有りて存す。父子祖孫の綿々たる、一氣有りて屬す。人の生るゝや、斯理を資けて以て心と爲り、斯氣を稟けて以て體を爲す。體は私也、心は公也、私を役し公に殉する者は小人と爲る。故に小人は體滅し氣竭くれば、則ち腐爛潰敗し、復た收む可からず。君子は心理と通じ、體滅、氣竭きて而も理獨り古今に亙り、天壤を窮め未だ嘗て歇きざる也。余聞く、贈正三位楠公の死するや、其弟正季を顧みて曰、死すれば何するや、曰、願はくば七たび人間と生れ、以て國賊を滅せんと、公欣然として曰、先づ吾が心を獲たりと。耦刺して死す。噫、是れ理氣の際に深く見る有る也歟、正行正朝の諸子は則ち理氣並び屬する者也。新田菊池の諸族は氣離れて理通する者也。是に由て之を言ふに楠公兄弟徒らに七たび生れず、初よ

り未だ嘗て死せざる也。是より其の後、忠孝節義の人楠公に觀ぜずして興起する者無し。則ち楠公の後、復た楠公を生ずる者固より計り數ふる可からざる也。何ぞ獨り七たびにて已むこと哉。余嘗て東遊し三たび湊川を經、楠公の墓に拜し、涕淚禁ぜず。其碑陰に勒す明の徵士朱生之文を觀るに及んでは、則ち復下涙す。噫、余楠公と骨肉父子の恩有るに非らず、師友交遊の親有るに非ず、自ら其涙の由る所を知らざる也。朱生に至れば則ち海外の人、反て楠公を悲しむ、而して亦吾朱生を悲しむ、最も謂れ無き也。退きて理氣の説を得て、乃ち楠公朱生及び余不肖皆斯理を資けて心と爲し、則ち氣屬せずと雖も、心則ち通ずるを知る。是涙の禁ざる所以也。余不肖聖賢の心を存し、忠孝の志を立て以て國威を張り海賊を滅せんこと妄ながら己が任と爲せども、一跌再跌して不忠不孝の人と爲り、復世人に見ゆる面目無し。然れども斯心己に楠公諸人と斯理を同じうす。

必ずや後の人をして、亦余を觀て興起せしめん。七生に至りて後可なる耳、噫、是我に在る也、七生の説を作る。

### 不食河豚説

世に言ふ、河豚毒有りと。其の之を嗜む者特に衆し、余獨り食はず、死を懼れるに非ざる也、名を懼るゝ也。夫れ死は人の必ず有る所、固より懼るゝに足らざる也。然れども死生は亦大なり、苟も一魚の小を以て、死生の大を致すは、顧ふに士名を辱かしめず哉。或は謂ふ河豚必ずしも毒有らずと。然れども死は人の必ず有る所にして又豫期すべからず、且つ世固より病無くして死する者あり、況んや其の萬に一毒有り、嗜みて之を食はば、安んぞ其れ偶死して名を辱かしめざるを保たんや。或は謂ふ、河豚の美、衆魚の比に非ず、食はざれば其の美を知らずと。夫れ清人惡む所の阿片煙、その味蓋し美ならざるに非ざる也。其の味愈々美なれば、則ち其の毒愈々深し、故に今日河豚を嗜む者は必ず他日阿片を食する者也。

### 松下村塾記

長門の國たる僻して山陽の西陲に在り。而して萩城は連山の陰を蔽ひ、渤海の衝に當る。その地海を背にし山に面し、卑濕陰暗、吉見氏の故墟にして、古甚しくは顯れず。二百年來乃ち本藩の治所となる。是に於てか、山産海物四方より輻湊し、嚴然として一都會たり。城の東郊は則ち吾が松下邑なり。松下の邑たる、南に大川を帶ぶ。川の源は溪澗數十里にして人能く窮

むるなし。蓋し平氏の遺民嘗て隱匿する所。其の東北の二山、大なるは唐人山となし、朝鮮俘虜の鈎陶する所なり。小なるは長添山となし、松倉伊賀の廢址なり。伊賀嘗て大内氏の將岩成豊後と數々陣原に戦ひ、連りに敗られ、遂に大將淵に投じて死す。原と淵と今皆存すと云ふ。山川の間、人戸一千、士農あり工商あり。昔時忿惋不平の氣、今は則ち鬱然鬱然として發して人物となり、煥乎として一勝區となる。然れども吾常に怪しむ。昔時忿惋不平の氣、流れて川となり、峙ちて山となり、發しては則ち人物となり、以て所謂一勝區となるは、固より其の常のみ。苟くも奇傑非常の人を起し、奮發震動して乾を轉じ坤を撼がし、以て邦家の休美を成すに非ざるよりは、將た何を以て山川の氣を一變し其の忿惋を平ぐるに足らむや。況んや荻城の隱暗顯れざるも亦已に久し。今は則ち嚴然として一都會となる。是れ猶眞に顯るゝ者に非ず、特に其の機の先兆のみ。今松下は城の東方に在り。東方を震となす。震は萬物の生づる所、又奮發震動の象あり。故に吾謂へらく、荻城の將に大いに顯れむとするや、其れ必ず松下の邑より始まらむかと。去年余獄を免され、松下に家居し、外人に接せず。獨り外叔久保先生及び諸從兄弟、時々過訪し、因て共に道藝を講究す。家嚴、家叔と家兄と又從つて之を獎勵せらる。吾が族の盛大なる、蓋し將に往いて一邑を奮發震動せむとするなり。初め家叔先生の徒を集め

て教授せらるゝや、其の家塾に扁して松下村塾と曰ふ。家叔已にして官となり、其の號久しく廢せり、外叔已にして邑の子弟を會して之に教へ、其の號を沿用し、この頃余に命じて之を記せしめらる。余曰く、學は人たる所以を學ぶなり。塾係くるに村名を以てす。誠に一邑の人をして、入りては則ち孝悌、出でゝは則ち忠信たらしむれば、則ち村名これに係けて辱しめず。若し或は然ること能はざれば、亦一邑の辱たらざらむや。抑々人の最も重しとする所は君臣の義なり、國の最も大なりとする所は華夷の辨なり。今天下は何如なる時ぞや。君臣の義講ぜざること六百餘年、近時に至り華夷の辨を合せて又之を失ふ。然り而して天下の人方且に安然として計を得たりとなす。神州の地に生れ、皇室の恩を蒙り、内君臣の義を失ひ、外華夷の辨を遺るれば、則ち學の學たる所以、人の人たる所以、其れ安くに在らむや。是れ二先生の痛心せらるゝ所以にして、余がこの記を爲らざるを得ざるも亦斯に在り。噫、外叔先生誠に能く一邑の子弟を教誨し、上君臣の義と華夷の辨とを明らかにし、下又孝悌忠信を失はず、然る後奇傑非常の人起つて之に従ひ、以て山川忿惋の氣を一變し、邦家休美の盛を馴致せば、則ち荻城の眞に顯るゝ將に是に於てか在らむとす。豈特に一勝區一都會のみならむや。果して然らば則ち長門は僻して西陲に在りと雖も、其の天下を奮發して四夷を震動するもの亦未だ量るべからざ

るのみ。余は罪囚の餘にして言ふに足る者なし。然れども幸に族人の末に居る。其の子弟を糾輯し、以て二先生の後を繼ぐが若くんば、則ち敢て勉めざることなからむや。外叔先生曰く、子の言は則ち大なり吾敢てせざるなり。請ふ邑人に切なる者を聞かむと。余曰く、古人月旦の評あり。今且く子弟の爲めに三等を設立し分ちて六科となし、各その居る所を標し、月朔に升降して以て其の勤惰を驗せむ。曰く進徳、曰く専心、是上等となす。曰く勵精、曰く修業、是れ中等となす。曰く怠惰、曰く放縱、是れ下等となす。三等六科、志の趨く所、心の安んずる所、爲して可ならざるなし。誠に邑人をして皆進みて上等の選たらしむれば、則ち吾の前言未だ必ずしも其の大なるを憂へざるなりと。先生曰く、善しと。因て併せて記す。

### 野山文稿 (抄)

### 士規七則

#### 序

冊子を披繙すれば、嘉言林の如く、躍々として人に迫る。顧ふに人讀まず。即讀むとも行はず。苟に讀みて之を行はば、則ち千萬世と雖も得て盡すべからず。噫、復何をか言はむ。然りと雖も知る所あり、言はざること能はざるは人の至情なり。古人はこれを古に言ひ、今、我これを今に言ふ。亦詎ぞ傷らむ。士規七則を作る。

#### 第一條

凡生れて人たれば、宜しく人の禽獸に異なる所以を知るべし。蓋し人には五倫あり、而して君臣父子を最大なりと爲す。故に人の人たる所以は忠孝を本と爲す。

第二條

凡<sup>おほ</sup>皇國に生れては、宜しく吾が宇<sup>う</sup>内に尊き所以を知るべし。蓋<sup>おほ</sup>し皇朝は萬葉一統にして邦國の士夫世<sup>よ</sup>祿位を襲ぐ。人君民を養ひて祖業を續きたまひ、臣民君に忠して父志を繼ぐ。君臣一體忠孝一致たるは、唯吾が國を然りと爲す。

第三條

士の道は義より大なるは莫<sup>な</sup>し。義は勇に因りて行はれ、勇は義に因りて長ず。

第四條

士の行は質實にして欺かざるを以て要と爲し、巧詐<sup>かうさ</sup>にして過<sup>か</sup>を文<sup>ぶん</sup>るを以て恥と爲す。光明正大皆是より出づ。

第五條

人古今に通ぜず、聖賢を師とせざれば、則<sup>すなは</sup>鄙夫<sup>ひふ</sup>のみ。書を讀みて尙友するは君子の事なり。

第六條

徳を成し材を達するには、師恩友益多きに居る。故に君子は交游を慎む。

第七條

死して後に已むの四字は、言簡にして義該<sup>か</sup>ぬ。堅忍果決確乎として抜くべからざるものは是を舍<sup>か</sup>きて術なきなり。

結語

右士規七則、約して三端となす。曰く、必を立て、萬事の源となし、交<sup>ま</sup>を擇<sup>ま</sup>びて仁義の行を輔<sup>たす</sup>け、書を讀みて聖賢の訓<sup>おし</sup>を稽<sup>か</sup>ぶ。士苟<sup>ま</sup>に此に得ることあらば、亦以て成人と爲す可し。

二十一回猛士手録

戲言二則

山の峻且つ峻にして人の越すこと能はざるも、吾則ち從容<sup>しんよう</sup>として之を越し、而して體勞<sup>たいらう</sup>れず。水の深且険にして人の涉<sup>わた</sup>ること能はざるも、吾則ち從容として之を涉り、而して足濡れず。凡そ天下の至難至險にして人爲すこと能はざるも、吾從容<sup>しんよう</sup>として之を爲すは、其れ唯夢<sup>ただ</sup>のみ乎。甲寅の歲、吾事に坐し獄に下る、獄中已に紙筆文史の娛<sup>たの</sup>しむ可きもの無し。法又同囚の

相語るを許さず。夢を以て樂と爲す。或は海外異域の遠きに遊び、或は千古草昧の前に生る、其の樂言ふ可からず。退きて黙し、黙しては倦み、倦みては睡り、睡りては夢み、以て樂とす。吾が能事畢れり。江戸獄に在る時作る。

庚戌の歲、吾始て笈を負うて西遊す。其の後四方を跋涉し、艱苦備さに嘗め、足跡天下に遍きこと今に至るまで五年なり。今則ち一室に幽囚され復寸歩を移さず。乃ち往事を追思し、欣然として獨り笑ふ。蓋し其身之を履くに方ては處々皆苦し、之を追思するに及んでは處々皆樂し。苦しみ甚しければ樂しみ亦甚し、苦しみ小なれば樂しみ亦小なり。飢て食を得ざれば甚だ苦、渴して飲まざれば甚だ苦、勞して休みを得ざれば甚だ苦なれど、其の食ふを得飲むを得、休むを得るに及んで、之を追思すれば則ち一咲のみ。是れにて苦しみは時暫くにして樂しみは時久しきを知る也。坡翁謂く、天地曾て一瞬を以て能はずと。是苦しみの時也。物と我と皆盡くる無きは是れ樂しみの時也。佛氏又三世を説く。而して一瞬前とは過去也。一瞬後とは未來也。二者を去れば則ち現世幾ばくか、嗚乎、是れ則ち道に適ふ可きを知る也。而して世の人、その暫くの苦に堪へずして其の久しきの樂を失す、何たるぞや。

## 將及私言

謹で按ずるに、外夷の患由來する所久し、固より今日に始まるに非ざる也。然して今般亞美理駕夷の事、實に目前の急乃ち萬世の患也。六月三日、夷船浦賀港に來りしより、日夜疾走し彼地に至り、其状態を察するに、輕蔑侮慢、實に見聞に堪へざる事共なり。然るに戰爭に及ばざるは、幕府の令、夷の輕蔑侮慢を甘んじ、専ら事穩便を主とせられし故也。然らずんば今己に戰爭に及ぶ事久しからん。然ども住事は姑く置く、夷人幕府に上る書を觀るに、和友通商、煤炭食物を買ひ、南境一港を請ふ等の事件、一として許允せらるべきものなし。夷等來春には必答書を取りに來らんに、願ふ所一も許允無き時は彼豈徒然として歸らん哉、然れば來春には必定一戰に及ぶべし、然るに大平の氣習として戰は萬代の後迄もなき事の様に思ふもの多し、豈嘆く可きの甚しきに非ずや。今謹で按ずるに、來春迄僅に五六月あれば、此際に乗じ、膽を嘗め薪に坐すの思をなし、君臣上一體と成て備をなすに非ずんば、我太平連綿の餘を以て彼の百練千磨の夷と戰ふ事難かるべし。若し然らずして安然日を涉たる時は、追ふ可からざるの悔



に及ぶべくと効に國家の爲に痛心し奉る也。故に忌諱を憚らず、妄言の罪を避けず、當今の急務條を論列する也。

## 大義

普天の下、王土に非るは莫し、率海之濱、王土に非るは莫し此の大義は聖經の明訓孰か知らざらん。然るに近時一種の憎むべき俗論あり。云く、江戸は幕府の地なれば、御旗本及び御譜代、御宗門の諸藩こそ力を盡さるべし。國主の列藩は各其の本國を重すべきことなれば、必ずしも力を江戸に盡さずして可なりと。嗚呼、此輩唯幕府を敬重する事を知らざるのみならず、實に天下の大義に暗きものと云ふべし。夫れ本國の重すべきは固なり、然れども天下は天朝の天下にして、乃ち天下の天下也。幕府の私有に非らず、故に天下の内何れにても外夷の侮りを受けば、幕府固より天下の諸侯を率ひて天下の恥辱を清むべく、以て天朝の宸襟を慰め奉るべし。是時に方り、普天率土の人、如何で力を盡さすべき哉、尙何ぞ本國他國を擇ぶに暇あらんや。况や、江戸は幕府の在る所にして、天下の諸侯朝覲會同する所なるをや。此義明白昭著、固より辯を俟たず、然れども俗論の喩々、動もすれば人聽を惑するに至る。故に己む事を

得ずして此辯に及ぶなり。

## 聽政

古は人君聽政と云は、平明に朝堂に出て、群臣を坐前に召し、政事を評議し、又臣民訴訟の筋を聽給ふ事なり、是を朝に臨むと云。朝を罷るときは、政事終り、臣下退出し、君にも燕居し玉ふ事なり、肝食など云ふは、朝廷の政事を勤め、食時に後れ玉ふ事なり、故に古へは政停滯することなし、後世は然らず、人君深く宮中に在りて、朝堂には臣下のみ評議し、論定まる上にて、僅に君聽に達す、是を伺ひと云。是より人君賢なりと雖も、假にも肝食など云ふ事なく權柄を擧て之を權家に投くるに至る、然ども平時は是にても尙可なり、今日に至りては決して此の如くにては武備の成る事難かるべし。故に効に按ずるに、君公毎日辰時より午時に至るまで、御書院へ御出座遊され、大臣以下執政の臣は悉く君前にて官務を處置し、外臣も更番して君前に侍り、扱て群臣へ上書請對を許され、上書あれば即ち君前にて披封し、衆議にかけ、然る後大臣に付して是を行はしむ。或は又上書したるものを召出し、坐を賜て、其議論を心の儘に陳する事を得せしむ。揔て大事を舉行ふ時は必ず衆議歸一の所を用ふべし、是れ政の

先著なり。

### 納諫

近來直諫地を掃ふ事、衰季の光景實に嘆く可きの甚しきなり。宜しく急に令を内外の臣に下し、言路を開き度事なり。若し上言し度き事ありと云ふものあれば、深更にも必ず出座遊ばされ、其言を聞玉ふべし。君相の身としては、平時すら、周公の吐哺握髮下天下之賢の如くならずんばあるべからず、況や今をや。然れども直諫は一番鎗よりも難き事、古より己に然り、況や方今直諫地を掃ふの際に當て、如何ばかり上直諫を求むるの意切なりとも、尙人々口を箝みて面従する事必せり。故に人君深く玆に思を致し給ふべき事なり。宋蘇洵曰、君能納諫不能使臣必諫、非真能納諫之君、味あるかな此言や。

### 飭内臣親外臣

内臣外臣固より一體なれば分つべき理なし。然るに太平の弊、内臣は日に益々柔媚を以て君前に進み、寵を受、外臣は日に疎くして、遂に内外相分れ、外臣は内臣に交はるを耻ぢ、内臣

は外臣に交るを賤むに至る、實に國家の一大患也。故に當今の急務、内臣は特に戒飭し、文武の藝を勤勵せしむべし。又外臣にても、文武の藝に長ずる者は、數々引見して其優劣を比較し、又言んと欲する所有る者をば、坐を賜て導き言しむべし、是れ内外を一致するの道なり。

### 明四目達四聰

四目を明にし四聰を達するは古聖の明訓也。而して其道二あり、天下の賢能に交り、天下の書籍を讀むに過ぎず、然れども、書籍は汗牛充棟にて固より事務に切要ならざるもあり、如何で人君政務の繁なる、何ぞ悉く是を修むるに暇あらんや。但し國體を明かにし君職を審にし、士を養ひ民を愛し、内は近代賢主の政跡を繹ね、外は妖賊動靜の情狀を索めん已、此六大事を本とせば、他の小節目は自ら之に従ふべし。天下の賢能に交るに至ては、人君の尊を以て布衣の匹夫と交る事、文王の呂尙に於る、唐の平公の亥唐に於る如き、古に在ては枚擧するに暇あらず、方今國家危急の際、宜しく此の典を舉行すべし。窃に按ずるに、挽近人材地を掃ふと雖も、天下の士、大半江戸に集り居る故に、長を取り短を略し、以て之を待する時は、絶て其人なきに非ず。故に君公自ら尊嚴の體を下し、此輩と朋友の交を締び給ん事、實に深く仰ぎ冀ふ

所なり。尋常俗吏は目前の流例死法に泥み、古訓に暗きもの故、此事をば異論と云べけれども、恐多くも洞春公は巖島にては、窃に山本勘助に會面し給ひ、雲洲にては、京醫道三に政道の得失を上言せしめ給ひし等傳説を承及べり。有志の君、千古一道、要は目を明かにし聰を達するに歸すると、窃かに感嘆し奉る所なり。

## 砲 銃

砲銃は小技藝なり。隊を整へ、陣を張り、分合進退して戦をなすは大術なり。故に小技藝に泥み、大術に暗きは必敗の道なり、本邦の砲術も強て是を却くるには非れども、其術多くは技藝家言にして、未だ兵家の論定を経ざるものなれば、一概に用難し。西洋法に至ては、常に是を實戦に施す故に、一門砲一口銃の論、其精妙を極むるのみならず、戦をなすの大術に至て、大に然らざる事能はざるものあり。故に大砲小銃共に西洋の器械節制に倣ひ、日々操演をなすべし。今日の事勢甚だ急にして猶豫狐疑すべきに非ず。其得失の如きは筆紙の能く悉くする所に非ず、宜しく其の術に通ずる者を急召し諸を操場に試むべき也。

## 船 艦

船艦の制、西洋に倣ふの便なる事は、諸家の説、累々なり、然ども終に未だ公然として其説を用ゆる者有らず、或は其志ありて未だ果さず、或は果すも未だ公然ならず。今般、切に夷の計何れに出るやと考ふるに、若し戦争に及ぶ時は先づ第一に伊豆の諸島を乗取り足留とせん事は、英吉利の清の定海縣を取る如くなるべし。夷已に諸島をとり、虚隙あれば、我が沿海の人を掠め、屋舎を焼き、殘に我が糧運の船を要遮して、一艘も浦賀港に入る事能はざらしめんか、果して然る時は、江戸の騷擾如何ぞや。夷等此時に乗じ、再び前請を申せば、國家の大體華夷の名分を知らざるもの、動すれば一時權宜の策に託し、國體を屈し私議をなさん杯いふに及ぶべくも量るべからず、實に寒心す可き事に非ずや。此時に方りて、堅艦の夷人を制するに足るものを製し、糧運に支りなく、又應援に便ある如くなさずんば、何を以て守りをせんや。因て恐多くも窃に念を勞し一策を得たり。當今の勢如何にも列藩力を協するに非れば、兎角事成らざるべし。故に仙臺・會津・加・越・尾・勢・肥・薩等の諸藩侯と商議遊され、水府老公・福山閣老へ其事を面議遊され、或は蘭人に命して艦を買せしめ、又は工匠に命して新に製

造し、並に江戸及び各藩にて、盛に水操を興す事を許允ある如くあり度事と、上は恐多くも天朝幕府の御爲、下は六十六國生民の爲めに希願の心黙止し難く存じ奉る事也。然らずんば天下の事如何が結局せんか知るべからざる也。

### 馬法

馬兵の戦に益ある大なり。然れども、馬は物に驚き易きものなれば、常に善く是を訓練せざれば、徒らに益無きのみならず、其の害と爲るも亦甚し。吳子の所謂、戦<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>耳目<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>驚駭<sub>一</sub>、習<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>馳逐<sub>一</sub>、閑<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>進止<sub>一</sub>、人馬相親、然後可<sub>レ</sub>使也と云ふ如き、一々實に其事を行ふべし。西洋諸國、専ら騎兵を用ひ、戦に大利を得る事とみゆ、今眞に是を訓練するに至ては、其法亦我に行ふべきもの多かるべし。宣しく其術に長ずる者を選し、大に騎操を興すべし。此事亦急がずんばべからざる也。

### 至誠

窃に嘗て聖經賢傳の主旨を窺ふに、天道も君學も一の誠の字の外なし、而して誠の一字、中庸

尤も明に之を洗發す。謹て其説を考ふるに、三大義あり、一曰實也、二曰一也。三曰久也。前に論列せる數件に就て是を論ずるに、實とは虚の反對にして、即ち王臣王土の大義に原き、政を聴き、諫を納れ、内臣を飭にし、外臣を親しみ、四目を明にし、四聰を達し及び砲銃、船艦馬法等の事を虚文空論となさず、即ち今日より實に行ふこと也。古人所謂實心を以て實事を行ふとは是也。一とは、二三の反對にして、當今の事勢、諺に所謂師を見て矢を矯るものにして、僅に五六ヶ月計の間に、數百年來昇平に習ひ干戈を見ざるの士民を訓練して精兵となさんとする事なれば、此事のみに專一にして、造次顛沛も是に於てし、他事を交へざるに非れば不可なり。故に政を聴き諫を納るゝの餘、小暇あれば、或は庭上に出て臣下の武藝を閲し、或は兵庫に入て器械を檢し、靜夜閑晝には中外の臣を召し、政道兵法を推究し、其他詩酒の宴、花月の會にも、思ひ必ず茲に離れざる如くするを一と云ふべし。久とは息む無き事にて、武備は固より至難至大の事なれば、一朝一夕に成就すべきに非ず。故に實と一とを作輟なく幾久しく行ふ事、是れ久也。凡そ事、實ならざれば一ならず、久しからず、故に合せて是を誠と云ふ。然れども是を行ふ事更に工夫あり、易簡是也、昇平の久しき、禮文繁縟に過ぎ、君臣の間、天調の隔絶をなし、人君、下を召見し給ひ、又出て臣下に臨み給ふも、夫々繁苛の格式ありて、

上情下通し下情上達する事甚だ難し、是の弊一洗せざれば、誠字未だ行ふ可からず。易繫辭曰、易則知<sub>レ</sub>易。簡則易<sub>レ</sub>從、易<sub>レ</sub>知則有<sub>レ</sub>親、易<sub>レ</sub>從則有<sub>レ</sub>功、有<sub>レ</sub>親則可<sub>レ</sub>久、有<sub>レ</sub>功則可<sub>レ</sub>大、可<sub>レ</sub>久則賢人之徳可<sub>レ</sub>大、賢人之業易簡、而天下之理得矣。

右數條論する所、皆今日手を下す所に就て是を陳す。臨時の措置、國宗の大計の如きは、君相の方寸にある事にて、素より亦一定の論あるべけれ、必しも囑々せず、但し小智の及ぶ所を以て、竊に其大抵を論するに三計あり。夫れ有志の諸侯を糾合し、器械操練の諸務を精研し、君公自ら諸侯の先となり、逆夷を掃蕩し玉ふは上計なるべし、力を畜へ兵を練り、諸侯の戰大利あれば則ち已む。若し諸侯利を失ふ時は、徐に起て是を收復し、諸侯の殿たるは中計なり、進では諸侯の先たらず、退ては諸侯の殿たらず、一戰利なく、辛くして國に歸り、然る後、重て義兵を起すは下計たるべし。此三計のもの、天朝幕府の爲めに忠を致し力を盡す事は、一なれども、功を立る事異同あれば、豫め撰ぶ所を知らざるべからざる也。抑も亦竊に内外の状態を熟察するに、天下の事勢、必ず一變するに至るべし。甚だ過慮に似たれども、一變後の措置、亦豫め論定せずんばあるべからず、然れども今未だ敢て言を盡さざる也。

### 獄中より妹千代に與ふ

十一月廿七日と、日づけ御座候、御手紙、并九ねぶみかんかつおぶしともに、昨ばん相とゞき、かこひの内は、ともしくらく候へ共、大がい相わかり候まゝ、そもじの心の中をさつしやり、なみだが出て、やみかね、夜着をかむりて、ふせり候へ共、如何にもたへかね、又起きて御文くりかへし見候て、いよく涙にむせび、つひに夫なりに寝入り候へ共、まなくめがさめ、よもすがら、ね入り申さず、色々なる事、思ひ出し申候、和もじは、父母様や、あに様の御かけにて、きものもあたゝかに、給物もゆたかに、あまつさへ、筆かみ書もつまで、何一ツふそくこれなく、寒きにもきけ不<sub>レ</sub>申候間、御安心可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、おばさまも、御なくなりなられ候事なれば、そもじ萬たん心懸候はずば、相すまぬ事、ことにおちさまも、年まし、御よわひ高く、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候事ゆへ、別して御孝養を盡し候へかし、又萬吉も日々ふとり可<sub>レ</sub>申候得ば、心を用ひてそだて候へ、赤穴のばあさまは御まめに候や、御老人之御事、萬事氣をつけて上げ候へ、かゝる御ろう人は、家の重ほうと申ものにて、きんにも玉にも、かへらるゝものに無<sub>レ</sub>

之候、そもじ事は、いとけなきおより、心得よろしきものとおもひ、一しほ親しくおもひ候しが此ほど御文拜し、入ざる事までも、申進候なり、

三日

大にい

別にくだらぬ事、三四まい、したゝめ、つかわし候間、おとゝさまか、梅にい様に、讀よき様に、寫してもらひ候へ、少しは心得の種にもなり可申候、扱御たよりの中にも、手習よみものなどは、心がけ候へ、正月には、一日共はやぶ入り出来可申哉、どうぞ、あにさまの御きう日をゑらび参り候て、心得になる嘶とも聞候へ、拙も其日分り候はゞ、昔嘶なり共、したゝめて遣し可申、又正月には、いづくにも、つまらぬ遊事をするものに候間、夫よりは、何か心得になるほんなりとも、讀てもらひ候へ、貝原先生の大和俗訓、家道訓などは、丸き耳にもよくきこゆるものに候、又淨るりほんなども、心得ありてきゝ候へば、すいぶん、役にたつものに候

扱又別にしたゝめたる文に付、うたをよみ候間、こゝにしるし侍りぬ、

頼もしや、誠の心かよふらん、文みぬ先に、君を思ひて、右のしたゝめたるは、そもじを思ひ候より、ふでをとりぬるが、其に、そもじの文の到來せしは、定めて誠の心の文より先に参

りたるに哉と、いとたのしくぞんじ候まゝ、かくよみたり、

三日

凡人の子のかしこきもおろかなるもよきもあしきも大てい父母のおしへに依る事なり、就中男子は多くは父の教を受け、女子は多く母のおしへを受くることまた其大がいなり、去ながら男子女子ともに十歳已下は母のおしへをうくること一しほおゝし、故に父はおこそかに母はしたし、父はつねに外に出、母は常に内にあればなり、然は子の賢愚善惡に關る所なれば母の教ゆるがせにすべからず、併その數と申も十歳已下小兒の事なれば言語の及ぶべきにもあらず、只正しきを以てかんするの外あるべからず、昔聖人の作法には胎教と申事あり、子胎内にやどれば母は言語立居より給ものなどに至るまで萬事心を用ひ正からぬ事なき様にすれば、生るゝ子なりすがたもたゞしくきりやう人に勝るとなり、物しらぬ人の心にては胎内に舍れるみきゝもせずものいはぬものゝ母が行を正しくしたりとてなどか通すべきと思ふゆけれど、こは道理を知らぬゆへ合點のゆかぬ也、凡そ人は天地の正しき氣を得て形を拵へ天地の正しき理を得て心を拵へたるものなれば、正きは習はず教へずして自ら持得る道具なるゆへに母の行たゞしければ自らかんすること更にうたがふべきあらず、是を正を以て正きを感じると申なり、まして

生れ出て目もみへ耳もきこへ口もものいふに到りてはたとへ小兒なれとて何とて感ぜざるべきや、扱又正きは人の持前とは申せども人は至てさときもの故正しからぬ事に感ずるも又速かなり、能々心得べきことならずや、因て茲に人の母たるもの、行ふべき大切な事を記す此也、ちいさきことは記さずとも人々辨ふる所なれば略し置ぬ、いろはたとへにも氏よりはそだちと申事あり、子供をそだつる事は大切な事也、

一、夫を敬ひ舅姑に事ふるは至て之大切な事にて婦たるもの、行これに過たる事なし、然ども是は誰しも心得ぬものなければ申さずともすむべし、扱かんにやうは元祖已下代々の先祖を敬ふべし、先祖をゆるがせにすれば其家必ず衰ふるもの也、凡そ人の家の先祖と申ものは或は馬に乗り槍を提げ數多度の戦場にて身命を擲ち主恩の爲に働きたるか或は數十年役儀を精勤し尋常ならぬ績を立たる歟、或は武藝人にすぐれたる歟文學世にきこへたる歟何にもせよ一かたならぬことありてこそ百石なり五十石なり知行を賜り子孫に傳たるなり、その以下の先祖と申ものも夫々御奉公其節をとげればこそ元祖同様に知行を賜りぬる事なり、この所を能々考へこの一粒も先祖の御蔭と申ことを寢ても醒ても忘るゝ事なくその正月命日には先祖の事を思

出し身を潔くし體を清め是を祭り奉りなどすべし、又一事を行ふにも先祖へ告り奉りて後行ふ様にすべし、左すれば自ら邪事なくする事なす事皆道理に叶ひて其家自ら繁昌するものなり、もしこのころへなく己が心まかせに吾儘一杯を働きなば如何で其家衰微せざらん哉、聖人の教は死去りて居玉はぬ親先祖に事ふること現在の親祖父に事ふ如くすべしとあり、今親祖父現在し玉へば何事も思召を伺てこそ行ふべきに世に居玉はぬとて先祖の御心をも察し奉らず我儘計り働くは是を先祖を死せりとすと申す勿體なきことともなり

註、婦人は己が生れたる家を出で、人の家にゆきたる身なり、然れば己が生たる家の先祖の大切な事は生れ落るとより辨へ知るべけれどやゝもすればゆきたる家の先祖の大切な事は思付ぬ事もあらん、能々心得べし、人の家にゆきたればゆきたる家が己が家なり、故に其家の先祖は己が先祖なりゆるがせにする事なかれ、又先祖の行狀功績等をも委しく心得置子供等へ昔噺の如く嘶聞すべし、大に益ある事なり

一、神明を崇め尊ぶべし、大日本と申國は神國と申奉りて神々様の開き玉へる御國なり、然ればこの尊き御國に生れたるものは貴きとなく賤きとなく神々様をおろそかにしてはすまぬこと

なり、併世俗にも神信心といふ事する人もあれど大てい心得違ふなり、神前に詣て柏手を打ち立身出世を祈りたり長命富貴を祈りたりするは皆大間違なり、神と申ものは正直なる事を好み又清浄なる事を好み給ふ、夫故神を拜むには先己が心を正直にし又己が體を清浄にして外に何の心もなくたゞ謹み拜べし、是を誠の神信心と申なり、その信心が積りゆけば二六時中己が心が正直にて體が清浄になる是を徳と申なり

菅丞相の御歌に、心だに誠の道に叶なば祈らずとも神や守らん、又俗語に、神は正直の頭に舍るといふ、信あれば徳ありといふ能々考て見るべし

扱又佛と申ものは信仰するに及ぬ事なり、されど強ち人にさからふて佛をそしるも入ぬ事なり

一、親族を睦くする事大切也、是も大てい人の心得たる事なり、併從兄弟と申もの兄弟へさしつゞいて親しむべき事なり、然るに世の中從兄弟となれば甚疎きものおゝし能々考へて見るべし、吾が從兄弟と申は父母の任なり、祖父母よりみれば同じく孫なり、左すれば父母祖父母の心になりて見れば從兄弟をば決してうとくはならぬ也。併しながら從兄弟のうときと申は元來

父母祖父母の教の行とゞかぬなり、子を教ゆるもの心得べきなり、凡そ人の力と思ふものは兄弟に過たるはなし、不幸にして兄弟なきものは從兄弟にしくはなし、從兄弟は年齢も互に似寄りて、もの學しては師匠の教を受けし事をさらへ事を相談しては父母の命をそむかぬことを計ふ、皆他人にてとゞく事にあらず此處を能考ふべき事なり

茲に一つの物語あり、吐谷渾と申夷國の阿豺と申人子二十人なり、病氣大切なりければ弟の慕利延を召て申には汝壹本の矢をとりておれ、慕利延これを折たれば又申には汝十九本の矢をとりておれ、慕利延折る事あたはず、阿豺申には汝等能心得よ一本立なれば折やすし數本集れば折がたし、皆々一致し國を固めよとかしと、國にても家にても道理は同じ事なり、とかく婦人の詞よりして親族不和となる事おゝし忘るべからず

右に記しぬるは先祖を尊ぶと神明を崇むると親族を睦くすると已上三事なり、是が子供をそだつる上に大切なる事なり、父母たるもの此行あれば子供は誰教ふるとなく自ら正き事を見習ひてかしくもよくもなるものなり、扱又子供や成長して人の申事も耳に入る様になりたらば右等の事を本とし古今の種々なる物語致しきかすべし、小供の時聞たる事は年を取りても忘れぬものなれば埒もなき事を申聞すよりは少なりとも善き事を聞するにしくはなし



杉の家法に世の及びがたき美事あり、第一には先祖を尊び玉ひ、第二に神明を崇め玉ひ第三に親族を睦しくし玉ひ第四に文學を好玉ひ第五に佛法に惑玉はず第六田島の事を親らし玉ふの類なり、是等之事吾なみ兄弟の仰ぎのつとるべき所なり、皆々能心懸候へ是則孝行と申もの也

此書付は阿千代阿壽等へ示し可申とて先日より胸中にたくはへ候處所詮讀書之閑なく夫きりにいたし置候昨朝無事故風と思付認懸候又暮程に見候へば餘り拙き故止め可申と存候處夜中阿千代が文を見涙を流し所謂鬼の目にも涙とやら言ふしにて頻になつかしく相成候故拙きながら妹等へ遣申度存候久しく胸中に蓄へたるを昨風と筆を下し其夜千代が文參り候事精誠之感通かとも思はれ候拙きは何んとせう御閑御座候はゞ半枚五行位に讀よきやうに御認め兩妹などへ御與へ被遣間布哉、乍恐尊大人へ御頼仕可然哉萬々宜しく奉頼候

三日

寅 じ

## 品川彌二郎に與ふ

死生の悟が開けぬといふと云は餘り至愚故、詳に云はん。十七八の死が惜しければ、三十の死も惜し、九十百になりても是で足つたと云ふことなし。草蟲水蟲の如く、半年の命のものもあり、是以て短とせず。松柏の如く數百年の命のもの有り、是以て長とせず。天地の悠久に比せは、松柏も一時蠅なり。只伯夷などの如き人は因より漢唐宋明を經、清に至つて未だ滅せず。若し當時太公望の恩に感じて、西山に餓死せずば百迄死せずとも短命といふべし。何年程生きたらば氣が濟むことか、浦島武内も今は死人なり。人間僅五十年、人生七十古來稀、何か腹のいえる様な事を遣て死なねば成佛は出來ぬぞ。吾今よりは當世流の尊攘家には一言も應答はせぬが、古人に對して少しも恥ケ敷事はなし。足下輩少し膽あらば、古人には恥かし、今人はうるさし、此世に居て何を樂しむか。扱も凡夫の淺猿さ、併恥を知らぬと孔子曰、志士仁人有殺身爲仁とか、孟子云、舍生取義者也とか云て、見臺を叩いて大聲をする儒者もあり。其うるさいを知らずに一生を送るもあり。足下輩もその仲間なり。

松陰

終

吉田松陰遺訓 奥付

定價金貳拾圓 送料三錢

昭和十二年十月十八日印刷  
昭和十二年十月二十二日發行

編者 遺訓叢書刊行會

發行者 小山 一郎

東京市中野區大和町三一六

印刷者 中 橋 昌 吉

東京市小石川區戸崎町九六

發行所 あをぞら會出版部

東京市中野區大和町三一六

振替東京三三〇七番

發賣元 東京パンフレット社

東京市中野區大和町三一六

特約店

鐵道各縣ホームスタンド一  
販賣東京鐵道局公認 鐵道保  
養會・鐵道弘濟會  
森田書房(東京)新正堂(大阪)